

## 荻町区民のみなさま

### 荻町伝統的建造物群保存地区内の 「有料駐車場」の考え方について（お願い）

#### はじめに

日頃は荻町合掌集落の景観保全に区民の皆様には多大なるご尽力をいただき誠にありがとうございます。

さて、最近保存地区内の農地を有料駐車場として利用される違反行為が目立ってきており、「合掌集落内に大量の観光車両が駐車されることで農村景観が阻害されている。」「駐車場への呼び込み行為が危険であるし、集落のイメージダウンになる。」など、村内、村外から行為を問題視する指摘をいただいています。これまでも有料駐車場としての土地利用については許可できない行為とされており、是正をお願いすべき行為となっています。昨年、世界遺産集落の永続的な継承を目指すべく「白川村世界遺産マスタープラン」が策定されました。このマスタープラン実現の第一歩として今回「有料駐車場」の考え方について改めてお伝えさせていただきたいと思えます。

#### 1. 保存条例上の考え方

荻町合掌集落の景観は村で定めた「白川村伝統的建造物群保存地区保存条例」に基づいて、区民の皆さんの保存活動により守られています。この保存条例の第7条で許可の基準を定めていますが、その第8項に

「当該行為後の建築物等又は土地の用途等が、当該伝統的建造物群の保存又は当該保存地区の環境の維持に、著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。」

と保存地区内の土地利用が保存地区の保存に支障をきたす場合は許可をだすことができないということがうたわれています。

貸有料駐車場としての土地利用は景観的にも環境的にも荻町の農村風景の歴史的な価値に支障を及ぼしているといえます。

#### 2. ガイドライン上の考え方

また、守る会では条例に則って「景観保存基準におけるガイドライン」を定めています。このガイドラインは建築物の増築規制や土地の形質の変更規制等を定めています。その中の「3. 駐車場」の項に

- (1) (駐車場は)「住民の居住に必要最小限度とし、**貸有料駐車場**として利用しないこと。また、新規営業用(店舗客用)の駐車場については最小限度とし、現有の駐車場の拡大は原則として認めないものとする。
- (3) 上記ガイドラインに適合しない現有の駐車場に関しては、順次ガイドラインに沿うように整備する。

と駐車場の考え方について定めています。このように、ガイドラインでは貸有料駐車場としての利用そのものについて規制しています。

#### 3. 村営、区営駐車場からの寄付金について

区民の皆さんに知っておいていただきたい事実として村営及び区営駐車場からの寄付金のことがあります。村営せせらぎ公園駐車場及び区営荻町駐車場の料金は普通車500円、大型車3,000円ですが、その内の普通車200円、大型車1,000円は「世界遺産合掌造り集落保存協力寄付金」として徴収しています。この協力寄付金は荻町合掌集落内の板壁助成、トタン屋根助成等の修景助成、合掌造りの棟茅、差し茅等の修理助成、守る会の年間活動費助成、農地復旧事業、合掌造りの屋根の総葺き替えや軸部修理等の補助金に充てられており、世界遺産集落を保存するための重要な資金源となっています。

しかし、民間有料駐車場の影響による村営駐車場入込の低迷によりこの協力寄付金が不足する事態に陥っています。世界遺産を保全するための年間の事業費に協力寄付金が追いつかなくなってきたのです。したがって年間の不足分については今まで積み立ててきた協力寄付金を取り崩しながら維持している状況です。このままではこの協力寄付金も底をついてしまい、「助成金制度」の存続さえも危ぶまれています。

#### 4. 世界遺産を未来に受け渡すために

以上のような保存条例及びガイドライン上の観点、保存を永続的に進めていくための原資確保の観点から、「有料駐車場」としての土地利用は保存条例における「保存又は当該保存地区の環境の維持に、著しい支障を及ぼす」行為であると捉えています。従いまして区民の皆様には「有料駐車場」の土地利用については許可をすることができない行為であるということを再度確認いただききますとともに、現在そのような土地利用がされている場合につきましては今後是正いただくことをお願い申し上げます。

荻町合掌集落の未来を担う子供たちにこの美しい遺産を自信をもって受け渡すことができるよう何卒区民の皆様方のご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

平成23年 9月 12日

白川村  
白川村教育委員会  
白川郷荻町集落の自然環境を守る会  
(財)世界遺産白川郷合掌造り保存財団